

大阪府内の私立高等学校等の授業料無償化制度について

【国】高等学校等就学支援金 【大阪府】私立高等学校等授業料支援補助金



©2014 大阪府もずやん

■ 授業料無償化制度の趣旨

大阪府では、大阪の全ての子どもたちを対象に、所得や世帯の子ども的人数に制限なく、自らの可能性を追求できる社会の実現と子育て世帯の教育費負担を軽減し、子育てしやすいまち・大阪の実現に向けて、【国】高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」）と併せて【大阪府】私立高等学校等授業料支援補助金（以下「授業料支援補助金」）を交付することにより、保護者等が負担する授業料を無償化するものです。

■ 授業料無償化制度の内容（令和6年度新制度）

① 就学支援金（国制度）

《全日制高校・専修学校高等課程等》

保護者等全員の「課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は調整控除の額に3/4を掛けて計算）」の合算が**304,200円**未満の世帯に対し、基礎額として月額**9,900円**（年額**118,800円**）が支給されます。

《通信制高校》

保護者等全員の「課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は調整控除の額に3/4を掛けて計算）」の合算が**304,200円**未満の世帯に対し、基礎額として1単位あたり**4,812円**が支給されます（年間**30**単位、通算**74**単位が上限）。

- 毎月1日に在学する生徒が支給対象となり、補助金は大阪府から私立高校等へ振り込まれます。
- 保護者等全員の「課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は調整控除の額に3/4を掛けて計算）」の合算が**154,500円**未満の世帯については、支給額が加算されます。

【就学支援金の支給額】在学する私立高校等の授業料額が上限となります。

モデル世帯（※1）の 年収めやす	課税標準額×6% - 調整控除額（※2）	全日制高校 専修学校高等課程等	通信制高校 （単位あたり授業料）	通信制高校 （定額授業料）
590万円未満	154,500円未満	月額 33,000円 （年額 396,000円 ）	1単位あたり 12,030円	月額 24,750円 （年額 297,000円 ）
910万円未満	304,200円未満	月額 9,900円 （年額 118,800円 ）	1単位あたり 4,812円	月額 9,900円 （年額 118,800円 ）
910万円以上	304,200円以上	対象外	対象外	対象外

- ※1 保護者等のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯
 ※2 保護者等全員の「課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を掛けて計算）」の合算

② 授業料支援補助金（府制度）

大阪府内在住の生徒・保護者等が対象

【受給要件】

- 国の就学支援金を申請していること（※1）
 - 受給する月の1日時点で原則として生徒と保護者等全員が大阪府内に在住していること（※2）
 - 受給する月の1日時点で「就学支援推進校（※3）」に在籍していること
- ※1 就学支援金の支給期間上限（全日制は**36**ヶ月、通信制は**48**ヶ月）と支給単位数上限（単位制授業料の学校のみ、年間**30**単位・通算**74**単位）の範囲内で授業料支援補助金の支給対象となります。
- ※2 生徒又は保護者の一方が府外に在住していても対象となる場合があります。詳しくは4ページの「その他留意事項」9・10を参照してください。
- ※3 大阪府ホームページに就学支援推進校の一覧を掲載しています。

■授業料支援（①就学支援金＋②授業料支援補助金）の内容（令和6年度新制度）

《全日制高校・専修学校高等課程等》

- 保護者等全員の所得に関係なく、就学支援金と合わせて標準授業料（年間63万円）を上限に補助金が交付されます。

※授業料等が年間63万円未満の学校の場合は、その額が補助上限となります。

※授業料等が年間63万円を超える学校の場合は、

下表のA・Bランクに該当する世帯については、63万円を超える額は私立高校等に負担していただきますので、保護者等の授業料額負担は0円となります。

下表のC・Dランクに該当する世帯については、63万円を超える額は保護者負担となります。

【就学支援金・授業料支援補助金の所得区分と年間支給額】

所得区分	モデル世帯 （※1）の 年収めやす	課税標準額×6% －調整控除額 （※2）	就学支援金（国）と 授業料支援補助金（府）の 支援額の計	保護者負担
Aランク	590万円未満	154,500円未満	630,000円	0円
Bランク	800万円未満	251,100円未満		0円
Cランク	910万円未満	304,200円未満		63万円を 超える額
Dランク (国所得制限)	910万円以上	304,200円以上		63万円を 超える額

《通信制高校》（単位あたり授業料の学校）

- 保護者等全員の所得に関係なく、就学支援金と合わせて標準授業料（1単位あたり12,030円）を上限に補助金が交付されます。

※1単位あたりの授業料等が12,030円未満の学校の場合は、その額が補助上限となります。

※1単位あたりの授業料等が12,030円を超える学校の場合は、

下表のAランクに該当する世帯については、12,030円を超える額は私立高校等に負担していただきますので、保護者等の授業料額負担は0円となります。

下表のB・Cランクに該当する世帯については、12,030円を超える額は保護者負担となります。

【就学支援金・授業料支援補助金の所得区分と1単位あたり支給額】

1単位あたりの授業料が10,000円、年間の施設整備費が70,000円の場合

所得区分	モデル世帯 （※1）の 年収めやす	課税標準額×6% －調整控除額 （※2）	就学支援金（国）と 授業料支援補助金（府）の 支援額の計	保護者負担
Aランク	590万円未満	154,500円未満	12,030円	0円
Bランク	910万円未満	304,200円未満		12,030円を 超える額
Cランク (国所得制限)	910万円以上	304,200円以上		12,030円を 超える額

- ※1 保護者等のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯
- ※2 保護者等全員の「課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を掛けて計算）」の合算

■ 課税標準額・調整控除額の確認方法

課税証明書等の様式は市町村によって異なり、課税標準額や調整控除の額の記載がない場合があります。詳しくは市町村民税を納税している市町村へお問い合わせください。

マイナンバーカードを発行している場合は、「マイナポータル(※)」からも確認できます。

※マイナポータルは、政府が運営するオンラインサービスです。行政機関などが持っている自分の特定個人情報を確認することができます。

課税証明書の場合(例)

<課税標準額>

例1

課税標準額	円
-------	---

例2

課税標準額(総合分)	円
課税標準額(分離分)	円

例3

課税総所得金額	円
上記以外の課税所得金額	円

<市町村民税の調整控除額>

	市民税	府民税
調整控除	円	円

特別徴収税額の決定(変更)通知書の場合(例) ※ 学校への提出書類としては使用できません

課税標準	総所得③			
	山林所得			
	分離短期譲渡			
	分離長期譲渡			
	株式等の譲渡			
	上場株式等の配当等			
	先物取引			

この合計額が「課税標準額」

所得控除				
			扶養親族等該当区分	本人該当区分
(摘要)				
調整控除：市〇〇〇円		府〇〇〇円		※記載がない場合もあります。

市町村民税の調整控除額

■ 申請に必要な提出書類

就学支援金・授業料支援補助金を受けるためには、私立高校等で申請手続きが必要です。

学校の案内に従って、以下の書類を提出してください。

○ 就学支援金(令和5年度に申請を行っていない場合は4月頃(4月の申請にて所得制限となった場合は7月頃))

- ・ 受給資格認定申請書(申請書様式は学校から配布されます。)
- ・ 保護者等全員の所得を確認する書類
→ マイナンバーを確認する書類 または 課税証明書等

勤務先から配布される「市(町村)民税・府民税特別徴収税額の決定通知書」については、所得確認書類として提出できませんので、お住まいの市町村にて課税証明書の交付を受けてください。

○ 授業料支援補助金(7月頃～)

- ・ 授業料支援申請書(申請書様式は大阪府内に住所がある生徒に学校から配布されます。)

※ 授業料支援補助金における所得確認は、国の就学支援金の判定結果を利用して行いますので、授業料支援補助金の申請のために、保護者等全員の所得を確認する書類を改めて提出する必要はありません。

※ その他、世帯の状況により、別途書類の提出が必要になる場合があります。詳しくは、お通りの学校の案内に従ってください。

■ その他留意事項

1. この制度における保護者とは、生徒の「親権者」を指します（生徒との同居、別居は問いません）。親権者がいない場合など、特別な事情がある場合は学校へご相談ください。
2. 所得区分については、保護者等全員の所得に基づき毎年度判定します。（申請時及び毎年度7月）
3. 税の更正や大阪府外への転居、離婚等による保護者等の変更等があった場合は、支給額が変わることがありますので、速やかに学校へ連絡してください。
4. 保護者等のうち一方（またはひとり親）が海外に在住しており、市町村民税が課税されない場合は、日本国内に在住している保護者等の市町村民税を確認し、年収めやす910万円未満であれば、就学支援金基礎額（月額9,900円（通信制高校は1単位あたり4,812円））が支給されます。また、仕事等のやむを得ない事情により海外在住となっている場合は授業料支援補助金も対象となります。保護者等全員（両親）が海外に在住しており、市町村民税が課税されない場合、就学支援金基礎額（月額9,900円（通信制高校は1単位あたり4,812円））のみ支給され、就学支援金の加算分と授業料支援補助金については支給対象外となります。
5. 就学支援金は授業料のみ、授業料支援補助金は授業料と全ての生徒が一律で納付するもの（施設整備費等の経常的納付金）が支援の対象です。入学金や教科書代、修学旅行費など、授業料以外の納付金は、支援の対象外です。
6. 授業料の還付や相殺（差し引き）の方法は、私立高校等によって異なります。詳細は学校の事務室にお問合せください。
7. 私立高校等が独自に実施する奨学金や減免制度が適用される場合は、支給額が減額されることがあります。
8. 生徒と保護者等全員が各月1日に大阪府内に住所がない場合は、その月の授業料支援補助金は支給されません。
9. 保護者等のうち一人が、勤務先の命令により他府県に単身で赴任せざるを得なくなった場合は、辞令の写し等を申請書類に添付することで、大阪府内在住とみなすことができます。また仕事・介護・入院等のやむを得ない事情により保護者等のうち一人が府外に住所を移す場合も大阪府内在住とみなせる場合がございます。必要書類等については学校の事務室へご相談ください。
10. 保護者等が府内在住であるが、生徒が進学のため他府県の寮に入ったり、親戚宅へ下宿する場合は大阪府内在住とみなすことができます。
11. 生徒が私立高校等を転退学した場合、在学期間中の要件を満たす月について授業料支援補助金が支給されます（就学支援金は、各月1日に在学する生徒が支給対象となります。）。
12. 無償化制度の対象であっても、令和6年・7年の経過措置期間については一部授業料等の納付が必要になる場合があります（授業料等の納付が困難な場合は、在学する学校の事務室にご相談ください。）。
13. 私立高校等に在学中、保護者等の失職や病気などにより家計が急変し、授業料の納付が困難になったときは、別途、就学支援金（家計急変世帯に対する支援）及び授業料減免補助金（授業料の減免制度）の対象となる場合があります。詳細については大阪府ホームページを参照いただくか、学校の事務室にお問い合わせください。
14. この制度は、令和6年度の最終学年（高等学校、専修学校高等課程等の3年生および2年制の専修学校高等課程等の2年生）に適用されます。



©2014 大阪府もずやん

■ 詳細については大阪府ホームページに掲載しています。

「私立高校生等に対する授業料支援について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/>

【制度に関する問い合わせ先】

大阪府 府民お問合せセンター ピピっとライン

電話：06-6910-8001

FAX：06-6910-8005

大阪府 教育庁 私学課

〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府新別館南館10階

電話：06-6941-0351（代） FAX：06-6210-9276

※申請書類の提出期限や授業料の還付・相殺の時期については各私立学校へお問い合わせください。

ホームページは、携帯・スマートフォンからもご覧いただけます

